

## 川崎市立田島支援学校喫茶室及び調理室の使用に関する協定書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と【運営事業者名】（以下「乙」という。）は、川崎市立田島支援学校喫茶室及び調理室（以下「喫茶調理スペース」という。）におけるベーカリー・喫茶運営等事業（以下「本事業」という。）の運営に当たっての喫茶調理スペースの使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、喫茶調理スペースの使用について、甲乙双方が遵守すべき事項を明確にし、円滑な本事業の運営を図ることを目的とする。

（施設の使用）

第2条 乙は、喫茶調理スペースの使用に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可の申請を行い、教育委員会の許可を得るものとする。

2 乙は、喫茶調理スペースの使用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく就労継続事業（B型）としての運営、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社（以下「特例子会社」という。）の事業所としての運営又は特例子会社に準じた運営を行うものとする。

（職場実習の受入れ等）

第3条 乙は、喫茶調理スペースにおいて、田島支援学校の生徒の職場実習（以下「職場実習」という。）を受け入れるものとする。

2 職場実習の実施は、原則として、次のとおりとする。

（1）実施日

毎週火曜日及び水曜日。ただし、学校の休業日を除く。

（2）参加人数

1日当たり9名（生徒6名及び教員3名）

3 前項に定めるもののほか、職場実習の受入れについて必要な事項は、甲乙協議の上、別途定める。

（運営期間並びに営業日及び営業時間）

第4条 本事業の運営期間は、運営開始日から令和12年3月31日までとし、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 本事業の営業日及び営業時間は、田島支援学校の運営に支障のない範囲で、原則として次のとおりとする。

（1）平日（土日祝日及び12月29日から翌年1月3日まで以外の日をいう。）

（2）10時から15時30分まで

3 前項第2号に規定する時間以外での営業又は臨時休業等については、甲乙協議の上、対応するものとする。

(衛生)

第5条 乙は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守し、業務が衛生的に実施され、事故のないよう万全を期さなければならない。

2 乙は、衛生上その他不測の事態が生じた場合は、甲と協議の上、適切に処理するものとする。

3 乙は、乙の責により甲に損害を与えた場合は、速やかに補償をするものとする。

(使用の中止及び中断)

第6条 甲は、乙が次に掲げる事項に該当する場合は、喫茶調理スペースの使用を中止又は中断することができる。

(1) 協定書又は別途定めた事項を遵守しないとき。

(2) 教育委員会又は田島支援学校の指導に従わないとき。

(3) 食中毒を発生させたとき。

(4) 行政庁の処分を受けたとき。

(5) 災害時に避難施設として使用するとき。

(6) 施設設備の大規模な修繕又は更新が必要となったとき。

(7) 前各号の掲げるもののほか、教育委員会が必要と判断したとき。

(原状復帰)

第7条 乙は、前条の規定により使用を中止した場合は、甲の要請に基づき、使用場所の原状復帰を行うものとする。

2 原状復帰に要する経費は、乙が負担するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第5号の規定により災害時の避難施設として使用した場合における原状復帰に要する経費の負担は、甲乙協議の上、決定する。

(経費負担)

第8条 本事業の運営に関する次の経費は、原則として、乙が負担するものとする。

(1) 光熱水費

(2) 通信費

(3) 廃棄物の処理・処分費、清掃業務費等

(4) 設備及び備品の修繕費

(5) 職場実習の受入れに要する経費

(6) 備品費、消耗品費その他運営に必要な経費

2 乙は、本事業の運営のため、甲が所有する喫茶調理スペースの設備及び備品並びに空調設備を無償で使用することができるものとする。

3 本事業の運営開始後、施設設備の大規模な修繕又は更新が必要となった場合は、甲乙協議の上、原則として市が対応するものとする。

(関係機関との連携)

第9条 甲及び乙は、本協定を円滑に履行するため、甲乙間及び関係機関との連携に努めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得た場合を除き、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保その他の権利の用に供し、又は継承させてはならない。

(本協定の変更)

第12条 本協定の規定は、甲及び乙の書面による合意がなければ変更できない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第13条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、横浜地方裁判所とする。

(定めのない事項等)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

本協定の成立を証明するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ各1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市長 福田紀彦

乙 住所  
団体名称  
代表者名